平成３０年（フ）第３３４９号
東京都江戸川区鹿骨３丁目６－８　メゾン・ド・シュクールⅡ203
債務者　渡部　純奈
1　決定年月日時　平成30年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月31日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月31日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第３３９４号
東京都杉並区阿佐谷北３丁目１－12－201
債務者　宮本あき子
1　決定年月日時　平成30年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月31日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月31日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第３４３０号
東京都世田谷区上馬２丁目22－18－302
債務者　宮崎　　宝
1　決定年月日時　平成30年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月31日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月31日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第３４３５号
東京都葛飾区金町２丁目12－９　ウィンベルソロ金町第10　305
債務者　輪島香奈子
1　決定年月日時　平成30年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月31日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月31日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第３５８号
埼玉県羽生市南羽生３－23－７レオパレス南羽生207、破産手続開始決定等申立時の住所東京都三鷹市深大寺３－12－13レオパレスストラーダ206
債務者　三須　弦樹
1　決定年月日時　平成30年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月２日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月２日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成３０年（フ）第６２７号
東京都小平市大沼町７丁目１番16－1204号
債務者　東端　　薫
1　決定年月日時　平成30年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月２日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月２日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成３０年（フ）第９０１号
横浜市港南区野庭町664番地　野庭住宅３棟201号
債務者　浅倉　健一
1　決定年月日時　平成30年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月２日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月３日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第９０２号
横浜市港南区野庭町664番地　野庭住宅３棟201号
債務者　浅倉　佳子
1　決定年月日時　平成30年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月２日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月３日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第９３５号
神奈川県大和市林間１丁目15番13号　林間コーポ３－Ｂ
債務者　阿久澤　瞳（旧姓富田）
1　決定年月日時　平成30年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月７日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月８日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第９３６号
神奈川県藤沢市本町３丁目９番12号
債務者　井上　真帆
1　決定年月日時　平成30年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月７日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第９３７号
横浜市神奈川区羽沢町1682番地　羽沢コーポ108号室、住民票上の住所横浜市中区本牧間門37番22号
債務者　橘　　礼一
1　決定年月日時　平成30年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月７日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月８日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第５４６号
東京都羽村市神明台３丁目33番地19ラ・グランドール302
債務者　松浦　由和
1　決定年月日時　平成30年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月８日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月８日午前11時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成３０年（フ）第１３号
大分県中津市大字金手44番地１　サンシャイン沖代Ａ－６
債務者　小野　友子
1　決定年月日時　平成30年５月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月16日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月23日午後１時30分
大分地方裁判所中津支部破産・再生係

平成３０年（フ）第６６号
沖縄県うるま市字田場309番地１　川原団地２－304
債務者　李　　泉（旧姓吉濱）
1　決定年月日時　平成30年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年９月４日まで
5　免責審尋期日　平成30年９月12日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部